

カトリック北九州納骨堂維持管理規則

制定1974年 7月 1日

改正2026年 5月17日

(目的)

第1条 この規則は、カトリック北九州納骨堂の維持管理について必要な事項を定め、納骨堂の効率的な運用と円滑な管理を図ることを目的とする。

(所在地と名称)

第2条 この納骨堂は、北九州市小倉南区葛原本町二丁目6番18号に所在し、宗教法人カトリック福岡司教区カトリック北九州納骨堂(以下、「納骨堂」という。)と称する。

(管理委員会)

第3条 この納骨堂は、宗教法人カトリック福岡司教区が経営し、納骨堂を維持管理するため納骨堂管理委員会(以下、「管理委員会」という。)を置く。

(委員会の構成)

第3条の2 管理委員会は、管理責任者1名、管理委員及び顧問若干名で構成する。

2 管理責任者は、北九州地区のカトリック司祭団が推薦した司祭であって、司教が任命した者。

3 管理委員は、北九州地区の次のカトリック教会から選出された者とし、門司2名、小倉3名、湯川2名、戸畑2名、若松1名、天神町1名、黒崎2名、行橋1名とする。

4 管理委員会の委員長は、管理責任者があたり、副委員長2名と書記2名を、委員の中から互選する。

5 会計及び監査2名は、委員長が推薦委嘱する。

6 委員長は、管理委員として永年務めた者を顧問として任命することができる。

7 管理委員の任期は2年間とし、再任は妨げない。なお、任期の途中で交代した場合は、前任者の任期内とする。

(使用者資格)

第4条 納骨堂奉安室の使用者資格は、カトリック教会・修道会に所属する聖職者・修道者及び信徒。

2 カトリック信徒でない者(以下、「未信徒」という。)であるが、前使用者の相続人、後見人または縁故者。

3 未信徒であるが、聖職者及び納骨堂委員または信徒が紹介した者。

(使用権の取得等)

第5条 奉安室を使用しようとする者は、奉安室使用申込書(様式第1号)に奉安室使用権料及び管理費10年分を添えて、管理委員会に申し込まなければならない。

2 前条第3項の未信徒が奉安室の使用申込みを行う場合は、前項の定めのほか、紹介状(様式第1号の2)を添付しなければならない。

(使用承諾証明書の発行)

第5条の2 前条第1項の規定により奉安室使用権料が納付された場合は、奉安室使用承諾証明書(様式第1号の3)を作成し、使用申込者に交付しなければならない。

2 前項の規定による奉安室使用承諾証明書の発行は、原則として遡及して適用しない。ただし、奉安室使用承諾証明書の発行の求めがあるときは、これを認めるものとする。

(管理費等)

第6条 奉安室使用権料及び管理費は、次の各号のとおりとする。

- (1) 奉安室使用権料は、従来型奉安室を30万円、小型奉安室を20万円とする。
- (2) 管理費は、納骨の有無にかかわらず年額5千円とし、10年分を10年毎に前納するものとする。
- (3) 奉安室使用権料及び管理費は、経済情勢の変動により変更することがある。

(永代管理)

第6条の2 奉安室使用権を継承する親族がない場合で、永代管理の申し出があった場合は、管理委員会の協議により、その可否を決定する。

- 2 永代管理を認められた者は、永代管理申込書(様式第2号)の「確認事項」を承諾のうえ永代管理費20万円(40年×5千円/年)を添えて申請するものとする。なお、管理費の過払分もしくは未納分がある場合は、これを返還もしくは徴収する。

(移転)

第6条の3 現在使用している奉安室から他の奉安室に移転を希望する者は、奉安室移転届(様式第3号)を管理委員会に提出して、その許可を受けなければならない。

- 2 前項の規定により奉安室の移転を行う場合の手数料その他の取扱いは、次表のとおりとする。

移転の形態	移転手数料	使用権料の差額	備 考
従来型奉安室 → 従来型奉安室	5万円	なし	計5万円徴収
従来型奉安室 → 小型奉安室	免除	10万円超過	計10万円返還
小型奉安室 → 小型奉安室	5万円	なし	計5万円徴収
小型奉安室 → 従来型奉安室	5万円	10万円不足	計15万円徴収

(使用廃止)

第7条 奉安室の使用を廃止する場合は、奉安室使用廃止届(様式第4号)を管理委員会に提出しなければならない。

- 2 既に納めた奉安室使用権料の3割を返還する。
- 3 使用廃止する場合に、管理費未納分は廃止年度から未納年度まで遡って徴収する。
- 4 使用廃止する場合に、過払い分の管理費は返還するものとする。
- 5 使用廃止する場合に、奉安室の鍵は返却する。但し、奉安室の鍵を紛失した場合は、別に鍵代(実費)を徴収する。

(名義変更)

第8条 奉安室使用権の異動(以下、「名義変更」という。)は、三親等以内の相続または管理委員会が適当と認めた者とする。

- 2 名義変更する場合は、使用者名義変更願(様式第5号)に5千円を添えて管理委員会に申請する。
- 3 奉安室使用権の売買ならびに無断譲渡を禁止する。
- 4 改葬などにより他所に遺骨移動を行なった場合は、移動完了の日をもって使用権を放棄したものみなす。但し、事前に文書により継続使用の申し出があり、かつ、管理委員会が適当と認めた場合はこの限りではない。

(納骨・分骨・改葬願)

第9条 納骨堂への納骨(分骨を含む)または改葬の場合は、納骨願(様式第6号)に埋葬・火葬許可証、分骨証明書または改葬許可証を添えて提出しなければならない。

- 2 納骨堂から他所へ改葬(持ち出し)しようとする場合は、改葬願(様式第6号の2)と改葬許可証(各区役所で交付申請)を添えて提出し、管理委員の立会いのもと遺骨を持ち出すものとする。
- 3 納骨堂から他所へ分骨を持ち出ししようとする場合は、当納骨堂の発行する分骨証明書(様式第6号の3)を添えて、分骨収蔵先に提出しなければならない。また、管理委員の立会いのもと分骨を持ち出すものとする。
- 4 定期納骨日(毎月第3日曜日)の納骨、分骨または改葬の場合は、手数料としてそれぞれ5千円を徴収する。但し、定期納骨日以外の納骨、分骨または改葬は、手数料として1万円を徴収する。

(禁止事項等)

第9条の2 納骨堂の使用に当たっては、納骨堂内での他宗教の行事、祭事を禁止する。

- 2 奉安室に線香、ローソク、その他腐敗する恐れのあるものを持ち込まないこと。
- 3 奉安室に供え物をする場合は、墓参後に必ず持ち帰ること。
- 4 奉安室は管理委員会が定期的に点検し、その際に供え物があれば処分する。

(維持管理)

第10条 納骨堂の維持管理は、管理委員会が直接これにあたり、管理責任者が権限及び義務を代表し、使用者及び信徒は、これに一致協力するものとする。

(事業年度)

- 第11条** 事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、事業会計は、宗教法人カトリック福岡司教区の会計基準に準ずるものとする。
- 2 会計年度ごとの収支決算報告書は、納骨堂内に公示する。

(使用取り消し等)

- 第12条** 奉安室の使用権者が10年間不明になった場合、または10年間管理費を納入しない場合には管理委員会の議決を経て、その使用を取り消すことができる。
- 2 前項の遺骨は、必要事項を記録の上、新館地下納骨室に移動し、収蔵することができる。
 - 3 縁故関係の無い遺骨(小教区奉安室に収蔵している無縁遺骨等)は、祭壇下の地下共同納骨室に合葬することができる。

(変更届)

- 第13条** 奉安室使用権者に次の各号に該当する事項が生じた場合は、その旨を速やかに管理委員会に届け出なければならない。
- (1) 住所及び電話番号の変更
 - (2) 使用権者の異動
 - (3) その他

(規則に定めのない事項)

第14条 この規則に定めのない事項については、関係法令の定めによるほか、その都度、管理委員会の協議によるものとする。

(規則の改正)

第15条 この規則の改正は、管理委員会の協議を経て、総会の承認をもって改正することができる。

2 重要事項の制定及び改正にあつては、福岡教区長の承認を得なければならない。

(施行日)

第16条 この規則の改正は、2026年5月17日から施行する。